バス路線の休廃止に伴い公共交通が空白となる地域における 代替交通の確保について

〇 代替交通確保のための支援の考え方

バス路線の休廃止に伴い公共交通が空白となる地域については、地域との連携を図りながら、 地域の実情に即した代替交通機関の確保について、一定の財政負担により、支援を行う必要があると考える。

このため、地域属性や利用状況等の助成対象要件に基づき、代替交通の必要性を判断し、需要 に応じた必要最小限の代替交通を確保するため、運行形態の見直しを地域や交通事業者と協議し、 定期的に検証・見直しながら、支援を行っていく。

◇ 本市における近年の主な休廃止の状況

本市においては、平成14年の道路運送法の改正以降、26路線の休廃止が行われている。 (平成22年10月末現在)

◇ 休廃止申し出への対応状況

路線名	休廃止の申し出	対応	地元協議会
今宿姪浜線	平成17年10月 昭和自動車(株) 申し出	平成18年11月 (株) 姪浜タクシー 代替交通運行開始	今宿姪浜線乗合マイクロバス 連絡協議会
板屋脇山線	平成19年3月 西日本鉄道(株) 申し出	平成20年4月 飯倉タクシー(株) 代替交通運行開始	板屋脇山線乗合タクシー 連絡協議会
志賀島島内線	平成19年10月 西日本鉄道(株) 申し出	平成20年11月 西鉄バス宗像(株) 代替交通運行開始	志賀島地域バス連絡協議会
西の浦線	平成20年3月 昭和自動車(株) 申し出	平成20年9月 昭和自動車(株) 申し出取り下げ・運行継続	
脇山支線	平成21年3月 西日本鉄道(株) 申し出	平成22年4月 西日本鉄道(株) 代替交通運行開始	早良区南部地域バス連絡協議会
金武線 · 橋本線	平成22年3月 西日本鉄道(株) 申し出	代替交通検討中	金武・橋本地域バス連絡協議会

※ バス停や鉄道駅から概ね1km以上離れた公共交通空白地が生じるもののみを掲載

【参考】バス路線休廃止の手続きの変更(平成22年8月26日改正)

福岡県バス対策協議会運営要領の改正に伴い、バス路線休廃止の申し出を、従来の休廃止予定日の1年前から、休廃止予定日の6月前の道路運送法に基づく届け出に先立って行うことに変更されたため、今後は代替交通の確保に関して迅速な対応を行う必要がある。











